

雇用創出基金事業に関するQ A（東日本大震災関連）【第2版】

※ 現時点における考え方を示すものであり、今後内容に変更等を生じる場合があります。

【基金事業全般】

（対象労働者）

- 1 事業所が災害を受けたため休業状態となっている者（事業所との雇用関係は維持されているものの就労の機会が失われている者）を、基金事業で雇用することは可能か。
⇒ 可能である。なお、事業所が災害を受けたため、やむを得ず、事業を休止又は廃止したことにより休業するに至り、就労することができず、かつ、賃金を受け取ることができない状態にあるときは、実際に離職していなくとも基金事業における「失業者」として取り扱うこととして差し支えない。

（対象労働者）

- 2 災害に伴い雇用されている事業所の通勤圏外に避難している者（事業所との雇用関係は維持されているものの通勤不能できる状態にある者）を、基金事業で雇用することは可能か。
⇒ 可能である。なお、避難に伴い当該事業所への就労の義務が免除されており、賃金を受け取っていない状態にあるときには、基金事業における「失業者」として取り扱うこととして差し支えない。

（対象労働者）

- 3 災害に伴い廃業又は休業を余儀なくされた自営業者、農林漁業者等を基金事業で雇用することは可能か。
⇒ 可能である。なお、事業所が災害を受けたため、やむを得ず、事業を休止又は廃止したことにより休業するに至り、就労することができず、かつ収入がない状態にあるときは、廃業等手続きが完了していなくとも基金事業における「失業者」として取り扱うこととして差し支えない。

（対象労働者）

- 4 事業実施要領上、「特定の失業者のみを対象とした事業とならないよう」定められているが、被災者に限定して労働者を募集することは可能か。
⇒ 就職が困難な者等特に支援が必要となる者に対する雇用機会提供の観点から、限定を

設けることは可能と考える。

(基金事業の対象となる事業)

- 5 今回の災害に対応し、瓦礫等の災害廃棄物の除去の事業を行うことは可能か。
⇒ 瓦礫等の撤去は、災害廃棄物処理に係る補助金の対象とならないような軽易な作業(例えば、瓦礫の中から必要なものを分別する作業等)を行うことは可能である。

(基金事業の対象となる事業)

- 6 介護職員等として働いている者が、要介護被災者のケアのために避難所等へ派遣されている場合に必要な代替職員を雇用する事業を重点分野雇用創出事業として実施することは可能か。
⇒ 単に既存職員の代替とした事業ではなく、臨時・応急的に雇用吸収の受け皿として就業の場を新たに措置した事業とすることが必要である。

(事業実施期間)

- 7 平成 22 年度予備費として措置した交付金は、原則平成 22 年度までとし、平成 23 年 3 月 31 日までに事業計画書の提出があったものに限り、平成 23 年度の事業実施を可能とするものであるが、災害に伴い平成 23 年 4 月当初から開始できない事業についての取扱い如何。
⇒ 災害に伴い平成 23 年 4 月当初から開始できない事業に限り、事業が開始できるまでの期間、開始時期の遅延があっても差し支えない。その場合であっても、極力早期の事業開始が望ましいものとする。

(事業実施期間)

- 8 平成 22 年度予備費として措置した交付金について、災害に伴い事業計画の変更が必要となる場合、平成 23 年度以降に事業計画書の変更・追加を提出して差し支えないか。
⇒ 差し支えない。

(事業実施期間)

- 9 ふるさと雇用再生特別基金事業について、失業者の雇用期間は原則 1 年以上であるが、23 年度当初から開始予定の事業について、災害の影響により、委託契約・雇用契約の締結が 4 月以降となるケースがある。雇用期間としては 1 年未満となるが、基金事業の対象となるか。
⇒ 災害によりやむを得ず雇用期間が 1 年未満となる場合、1 年未満の雇用契約を締結することも可能とする。

(雇用期間)

10 災害に伴い中断している事業において、新規雇用した失業者の雇用期間を継続することは可能か。

⇒ 雇用継続の可否については、事業の再開の目途等を考慮して状況に応じて決定されるものとする。なお、雇用が継続している間の賃金等については、雇用契約や就業規則に基づき取り扱う必要がある。

(経費の取扱)

11 災害により何らかの事情で新規雇用した失業者を解雇せざるを得ない場合、解雇予告をしていないことから、30日分以上の平均賃金を支払う必要があるが、当該経費を基金事業より支払うことは可能か。

⇒ 臨時的な作業を行わせるなどして、極力、雇用期間の途中での解雇を避けることが望ましいと考えるが、万一、やむを得ない理由で解雇の必要性がある場合、委託契約の契約主である地方公共団体と受託者の間で協議のうえ、委託契約書に基づき必要な経費と認められる範囲で基金を充てることは可能と考える。

(経費の取扱)

12 災害による影響により、22年度内に事業の成果物が納品できず事業が完了しなかった場合、財務規則に基づいて23年度への繰越処理を行ったが、その場合の22年度実績報告書及び23年度事業計画書の記載方法は。

⇒ 災害により事業が完了できず、事業の全部又は一部を23年度に繰り越した事業については、22年度事業として取扱うこととする。その場合、22年度実績報告書の提出時において、翌年度に繰り越された当該事業が完了していない場合は、提出日時点の事業額を記載することとし、備考欄にその旨記載するものとする。なお、事業完了により事業額が確定した段階で、22年度実績報告書の差し替えを提出していただきたい。

【平成23年度補正予算】

(基金の積み増し)

13 平成23年度補正予算として措置する交付金は、年度内に基金に積み増さなければいけないのか。

⇒ 平成23年度予算であるため、年度内の交付及び基金への積み増しを原則とする。

(基金の造成)

14 平成23年度補正予算分の交付金は、既存の基金と別の基金として管理する必要があるのか。

⇒ 今般措置される交付金は、既存基金への積み増しにより対応されることを想定している。

(交付金の使途)

15 平成23年度補正予算として措置する交付金により、緊急雇用事業又は被災者を対象者としていない重点分野雇用創造事業を実施することは可能か。また、既存基金を活用して震災対応事業を実施することは可能か。

⇒ 今般措置される交付金は、被災した失業者の雇用の場を創出するために交付するものであるため、震災対応事業の実施に活用していただきたい。

また、今般措置される交付金を全額執行することが見込まれる場合には、既存基金を震災対応事業に活用できることとする。

※ (上記「また、」以下は、震災対応事業は、分野に関わらず実施でき、臨時職員の直接雇用も可能であることに対し、重点分野雇用創出事業等では分野制限があり、臨時職員の雇用も認められていないが、今般交付される交付金が全額執行された後は、重点分野雇用創造事業等の基金を使って、分野制限がなく、臨時職員の雇用も可能な震災対応事業を実施できるとの意味である。)

(事業計画の策定)

16 改正前の「震災対応分野」事業の取扱い如何。

⇒ 改正前の「震災対応分野」において計画した事業については、震災対応事業として実施するものとする。

(対象事業)

17 震災対応事業として、今回の震災により、施設の倒壊、職員の離職等により、行政機能の低下、サービス提供体制の縮小等を余儀なくされた場合に、これらのサービスを充実させるための人員体制の整備のために本事業を活用することは可能か。

⇒ 可能である。

(対象事業)

18 震災により離職した被災者を雇用する事業であって、既存の重点分野に該当するものも、震災対応事業として実施する必要があるか。

⇒ 既存の重点分野に該当するものは、既存の分野の事業として実施して差し支えない。なお、震災対応事業の場合、原則として被災者である失業者を雇用する事業を実施する必要がある。

(対象事業)

19 震災対応事業は、地域人材育成事業のようなOFF-JTによる研修を組み合わせた事業も実施できるのか。

⇒ 雇用の場を作る事業でも、人材育成を行う事業でもいずれの実施も可能である。

(対象事業)

20 震災対応事業として、地方公共団体の業務量の急激な増加等による事務補助員等としての臨時職員の雇用を行うことは可能か。

⇒ 業務量の急激な増加等臨時職員の雇用が新たに必要な事情が生じた場合、被災者である失業者を臨時職員として雇用することが可能である。

(対象となる失業者)

21 震災対応事業の対象となる失業者の範囲如何。

⇒ 東日本大震災による被害を受けた災害救助法の対象となる地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県内の地域に限る。）に所在する事業所に雇用されており、災害により離職を余儀なくされた者並びに当該地域に居住していた者であって、本人又は事業所の被災により離職を余儀なくされた者及び求職中のもの（未就職卒業者を含む。）を対象とする。なお、上記1のとおり、事業所が被災したため、休業状態となっている者も基金事業における「失業者」として取り扱うこととして差し支えない。

(対象となる失業者)

22 震災対応事業で雇用する失業者は、全員「被災した失業者」でなければならないのか。

⇒ 原則として、震災により被災者である失業者を雇用することとするが、募集した結果、被災者のみでは求人を充足せず、事業が実施できない場合には、被災者以外の失業者（震災以前から失業していた者を含む。）が含まれることも可能とする。ただし、震災対応事業は、あくまで被災者の雇用の確保を目的とするものであることに留意していただきたい。

(雇用期間)

23 震災対応事業について、平成23年度中に開始した事業に関しては、平成24年度まで継続することが可能か。この場合、雇用期間について、更新により1年を超えて継続

することが可能か。
⇒ 可能である。

(雇用期間)

2.4 雇用期間の更新の特例は、震災対応事業のみか。

⇒ 震災対応事業に加え、被災した失業者を雇用する場合は、重点分野雇用創造事業の他の分野及び緊急雇用創出事業においても、複数回の更新を可能とする。